

## 北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」と船籍不明の小型船舶による 洋上での物資の積替えの疑い（平成30年6月21日・22日）

### 1. 事案の概要

平成30年6月21日（木）朝、北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」（IMO番号：8605026）と船籍不明の小型船舶が東シナ海の公海上（上海の南南東約400kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第1海上補給隊所属「はまな」（佐世保）が確認しました。また、同月22日（金）朝にも、北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」と前日と同一のものと思われる船籍不明の小型船舶が東シナ海の公海上（上海の南南東約450kmの沖合）で接舷（横付け）し、両船舶の分離後、当該小型船舶が中国国旗とみられる旗を掲揚したことも確認しました。

これらの船舶は、両日とも、接舷（横付け）した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」は、平成30年3月に国連安保理北朝鮮制裁委員会から資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶です。



（写真①－1：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」と船籍不明の小型船舶。6月21日9時10分頃撮影）



(写真①-2：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」と船籍不明の小型船舶。6月21日9時15分頃撮影)



(写真①-3：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「YU PHYONG 5号」と船籍不明の小型船舶。6月22日11時10分頃撮影)



(写真②-1 : 船籍不明の小型船舶。6月21日11時30分頃撮影)



(写真②-2 : 船籍不明の小型船舶。6月22日15時30分頃撮影)



(写真③ : 「YU PHYONG 5号」。6月21日11時30分頃撮影)

## 2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報するとともに、関係国と情報共有を行う他、船籍不明の小型船舶に関係している可能性のある中国に対して関心表明を行っています。